

広田外相の議会演説にみる対支政策

(一九三四年—一九三六年一月)

池田 十 吾

目 次

- 一 就任当初の日本外交
- 二 第六五回帝国議会—協和外交
- 三 第六八回帝国議会—広田三原則
- 四 結論

一 就任当初の日本外交

一九三一年九月一日、満州事変が勃発し、翌年三月一日、満州国宣言が発せられた。一九三三年三月二七日、日本は国際連盟脱退を通告するとともに、「日本は満州の独立を尊重し、健全なる発達を促すをもって、東亜の禍根を除き、世界の平和を保つ基いであるとなしたが、連盟の諸員はこれと背馳したから、連盟を離脱する措置をとった。

広田外相の議会演説にみる対支政策(池田)

しかし国際平和の確立は、常に天皇において冀求して已まず、平和に関しては今後とも協力して変わることはない。日本は連盟と手を袂かち、日本の所信に従って行動するといえども、もとより東亜に偏して友邦と誼みをおろそかにするものでない^①という主旨の詔書が發布せられた。満州国建設を強行し、連盟を脱退して国際的に孤立するという日本外交の一大転換であった。

九月一四日、このような重大な時局に、広田弘毅は外相に就任した。

十月二一日、連盟脱退後の重大な危機克服の方針と大綱を決するため、首相、外相、陸相、海相、蔵相の五相会議が開かれ、協議の結果が発表された^②。

- 一、日本と不可分の関係にある満州国の健全なる発展を助長すること
- 二、国防は安全感を脅かされない範囲において、財政の状況をも顧慮して基の充実を図ること
- 三、外交は国際協調の趣旨に基き、特に支那、米国、ソ連に対し、親善関係を増進すべき諸方策を講ずること
- 四、現下の国際関係、国内情況に鑑み、諸政の改革を図ると共に、国民精神の作興を期すること

これを具体化することが日本の当面の目標であり、当時の東郷茂徳欧米局長が言明するように「世上よく日本が日清日露戦争以来、殊に満州事変以来、軍国主義的侵略の途を一閃に突進したように考え、又説くものがあるが、日本内部の動きもしかく単純ではなく、五相会議に見るが如く、『日本の国策を正常化せんと努めたことは非常に多い』^③ものであり、「申合せが成立したことは成功^④」とみるべきであった。この席上、広田外相が各閣僚に述べた外交方針は、支那に関して「帝国指導の下に日満支三国の提携共助を実現する、反日政策を放棄し排日運動を根絶させるため、常に厳粛なる態度で臨む」とあり、強圧的な態度であった^⑤。

ここでは広田弘毅外相の就任から、一九三六年一月までの支那政策を議会演説のなかから究明し、広田外交の論理を検討する。

二 第六五回帝国議会―協和外交

一九三四年一月二二日、第六五回帝国議会の施政演説において、広田外相はその政策を明らかにした。冒頭で国際連盟脱退の理由を説明し、満州国の発展に極力寄与せねばならぬ所以を述べ、支那問題にはいった^⑥。

帝国政府は、東亞における平和の維持に付重大なる責任を感じ、かつ確固たる決意を有するものでありますが、これがためには支那自体の安定が最肝要なりと思考するのであります。(中略)然るに、支那の政局を見ますに、未だ斯の如き希望の実現に遠ざかり居りますのは誠に遺憾であります。近年に至り支那政府は、其て従前執り来れる抗日政策の非なるを悟り、日支関係打開の方針を決定させるやの情報もありますが、今日までのところ右情報を裏書すべき具体的事実を認め得ざる情況であります。若し支那にして帝国の真意を諒解し、誠意を現実に示して来ますならば、帝国としてもこれを順応し、充分好意的態度をもってこれに報ゆるに吝ならざるものであります。目下北支地方は政務整理委員会の統制の下に比較的平穩なる状態を維持して居りますのは、誠に喜ばしいことであります。帝国政府としては、満州国と同地方との接壤関係並びに北支停戦協定維持の見地等に顧み、その治安維持に付ては特別の関心をもつものでありまして、苟も同地方の治安を乱すが如き事態の発現せざらんことを期待するも

のであります。

又同時に、支那における共産党の活動及び共産軍跳梁の状況については、帝国政府としても、深甚なる関心をもつて注意を払うている次第であります。

帝国は東亞における平和維持の唯一の礎として、その全責任を荷うものでありますから、吾人は一日此の意識を離れてならないのであります。

つまり、①「協和外交」をもって支那に対処すること、②支那が帝国の真意を諒解して誠意を示すならば、これに順応して好意的態度をもって報ゆること、③帝国が東亞における平和維持の全責任を荷うこと、が広田外交の基調となつたのである。

翌日、前外相芳沢謙吉が「東洋平和の責任とは何か」との質問に、広田は「何よりも日本の信用を高めることが一番である^⑦」と公言している。すなわち「東洋の平和維持」が、空しき外交辞令ではないことを述べた。

三 第六八回帝国帝議会—広田三原則

一九三六年一月二一日、第六八回帝国議会で広田外相は次のような施政演説を行った。^⑧

（前略） 帝国政府は慎重を経まして、確定的の対支方針を樹立致したのであります、此方針は大體次の三つの趣旨より成って居るのであります。

基第一点は日支兩國の關係の根本的調整に関するものでありまして、即ち支那は如何なる形に於ても是までのよ
うな非友好的行為及政策を執らず、又單に消極的に斯る行為及政策を執らざるのみならず、日支兩國は進んで親善
提携の実を示すべく積極的に協力を行うようにしようとする趣旨であります。日支兩國が互に対立するこ
とは、双方に取り不為めであることは勿論、東亞の大局より申しまして、到底忍ぶことの出来ぬ所であります。
若し支那にして帝國に対し非友誼的行動に出て、又は徒に第三國を利用するの常套手段を用い、以て東亞の安定に
逆行するが如きことがありますならば、それは真に遺憾に堪えざる所であります。（中略）抑々日支の關係を完全
に常道に復しますためには、支那と滿州國との關係をも常軌に上せなければならぬことは当然であります。就中日
滿支三國の各種の利害が直接接觸して居りまする北支方面においては、特に其必要を感じること大なるものがあ
ります。然るに支那側が未だ北支と接壤せる滿州國を承認していないと云う事實に加うるに、北方に於ける長き間
の地方的特殊の傳統に基因致しまして、北支方面に於ては一時相当不安の空氣を見たのであります。是も最近に
於ては御承知の通り、河北、察哈爾二省に於ける冀察政務委員會の設立に依りまして、形勢は大に緩和致した次第
であります。以上の通り單に日支の直接の關係のみならず、日滿支三國の關係を同時に調整しなければ、どうして
も其安定を得ることが難かしい所でありますので、此目的を達成せんとするのが我決定方針の第二の点でありま
す。即ち日滿支三國の關係を完全に調整するためには、先ず支那が滿州國の存立を承認し、是と國交を樹立し、進
んで双方利害の關係を調和して行かなければ、根本的には解決は出来ない所であります。従て一日も速に其時機の
到来を望む次第であります。それ迄の期間に於ても、北支に於て何等か日滿支三國の關係を悪化させないよう
な、手段方法を執るの必要があると云う趣旨であります。今日支那の直面致して居りまする困難の最も大なるもの

は、共産主義の運動と思われず。而して東亜の不安定は赤化運動の正に乗すべき点でありまして、支那の如きは其辺境地域は勿論、内部の社会組織に於ても甚しく其脅威を受けて居りまして支那に於ける赤化分子の跋扈は想像以上と思われるのであります。抑々赤化運動の危険は東亜に限らるる所ではありませぬが東亜の天地は今日特に其活躍を見ているようであります。是に於て吾人は東亜の安定、否、世界の安定の為に此東亜に於ける赤化運動を防止し、支那を其危険より免れしむると言うことは、単に隣邦支那の為のみならず、各国共通の重大事であればならぬのであります。是が今回決定致しましたる方針の第三点でありまして、即ち帝国は赤化防止の為に支那と種々の協力を行いたいと云う趣旨であります。

これは「広田三原則」とよばれ、しばらく対支外交の指導原理にされたものであり、これを要約すると、次のようなものである。^⑨

- (一) 支那はいかなる形においても、これまでのような「非友好的な行為および政策」をとらず、進んで日支両国が親善友好の実を示すべく、積極的に協力することである。
- (二) 支那が満州国の存在を承認し、これと国交を樹立し、進んで双方利害の関係を調和していくこと。
- (三) 支那の直面する最大困難は、共産主義の運動である。日本は赤化防止のため、支那と種々協力を行ないたいこと。

広田外相は議会演説のなかで、この三原則は「支那政府も十分諒解し、すでに三原則に賛意を表し、さらに進んで最近に至って右三原則の趣旨に則り、日支親善提携の交渉開始を提議している」と結んだ。翌二二日、支那政府外交部は、三原則を承認した事実はないという次のような声明書を発表し、支那側の見地からこの問題の経緯を明らかに

した。^⑩

いわゆる三原則とは、昨年（一九三五年）九月、広田外相が蔣作賓大使に提出した三点を指すものであるが、日支関係は支那政府の誠意ある努力にもかかわらず、年来相次いで事件発生し、一波静まればまた一波起こるの感あるに鑑み、支那政府は昨年秋、日本政府に対し、日支関係改善の基本弁法を提出した。これに対し広田外相はその弁法は原則として実行不能なわけではないが、支那政府において先ず、次の三点に同意せねばならないと、その内容を示した。①支那政府は以夷制夷の政策を放棄すること。②支那は満州国の存在を尊重すること。③支那北方一帯の赤化防止については、日支両国が共に有効な弁法を樹立すること。

しかし支那政府に対しては、第三点が抽象的であって討議できないから、その具体的内容を提示するよう日本政府に求めた。しかるに日本政府は、今日までその具体的内容を提示しない。ゆえに広田外相が議会演説において、支那政府が三原則に同意したとの言明は事実と相違する。

これに対し日本外務省は、「支那が広田三原則を否認したとは考えられない。なぜなら昨年十一月一日、蔣介石・有吉会談において、蔣は三原則を認めることを言明し、ただし具体的問題は、今後話しを続けたいと表示している」との見解を発表した。二月二五日、支那政府外交部は、非公式に「いわゆる三原則に関し、広田外相・蔣作賓大使、蔣介石・有吉大使、丁代理大使・重光次官間に交換された意見の内容は、いずれも多少の相違あり、支那政府はいまだ日本政府の確固たる真意を十分知悉していない。ゆえに支那政府は日本政府が今少し具体的に、その内容を示されんことを要望する。三原則の内容が判明した上、最も権威ある責任者を指名して、実際の交渉に当らしめたい、というのが支那側の方針である。従って国民政府は、三原則を全部承認したわけでもなく、また全然承認しないわけ

でもない」との積明的声明を発表した。

つまり、広田三原則には、基本的に中国の主権と独立尊重の観念が欠如している。このことに支那側は充分な警戒心を抱いたのである。しかも広田外相は、折から陸軍が華北で策動しているため、華北自治運動を推進させ、これを三原則交渉の圧力として利用しようとしたのであるから、支那側としては、広田外交にさらに警戒心を濃くせざるを得なかったのであった。^⑩このため、支那政府は「広田三原則を拒否すれば、日本との戦争を意味し、これを受諾すれば、独立国としての支那の滅亡を意味する」という、岐路に立たしめられていた。そしてやがて支那政府は、ソ連との関係を強化する積極的措置をとることに決定したのである。^⑪

当時の石射猪太郎上海総領事によると「広田三原則は、中国には歓迎されなかった。これを認めろというのは、『金額の記載なき小切手に署名しろ』と、いうのと同じだと評したのもあった。内容がどうにでも拡張解釈できるからであった」と、批判的に述べている。

四 結論

一九四七年五月三日から、極東国際軍事裁判が開廷された。一九四七年九月二九日、コミンズ・カー検察官は証人である桑島元東亜局長を訊問しながら、①広田は日本の拡張を、でき得るならば外交によって行うという政策をとった、②彼は交渉による要求を得るために、種々の脅迫、あるいは最後の通牒を陸軍によってなさしめたのではない

か、③脅迫による圧力が十分でない場合には、広田は適当な時期において、その政策を中国に強要させるためには、陸海軍の武力をも行使する準備をしていたのではないか、と追求した^⑭。だが、これは支那側からみた一方的な見解である。

さらに一九四八年二月二〇日、総論のなかでコミンズ・カー検察官は「彼は屢々平和演説や諸外国の説明をなしていた人物ではあるが、併し彼の其の意図は撒頭撒尾、日本の勢力を武力脅威を背景にした外交により、出来得る限り拡張することであつたのであります。最後にそれが限度に達した時、彼はその政局を、實際武力を用い得る者に欣んで引渡したのであります^⑮」と、広田外交が撒頭撒尾武力的脅威を背景としたものであると論述した。これに対し、ジョージ・山岡弁護人は「広田氏の外交政策の基石は、終始一貫して列国との調和、協調及び平和であつた。彼は議会において大胆にこの政策を表明し、又幾度も日本の新聞紙上に発表した。この理由に依り、彼の外交は彼の前任者内田伯の所謂『焦土外交』と対照して、一般に『協和外交』と称せられた」と反論し、広田外相が積極的に列国との協和政策を打ちだしたものとして、広田外交を擁護した。

当時の東亜一課長であつた守島伍郎氏によると「広田さんの生きられた時代は、実に変化と動きに富んだ時世であつた。その中で同氏は波乱に満ちた一生を過ごされた。特に同氏の外相、首相、重臣時代の日本は、軍部専横の時代であつて、彼らは世界の大大勢も、日本の実力も、各国間の力のバランスもおかまひなしに、ただただ日本の勢力の伸張とばかり、性急無分別に軽挙妄動したのである。そうしてとうとう太平洋戦争になり、日本のポツダム宣言受諾、降伏になつてしまつたことは、周知の事実である。この間に処して、外務省がこの危険極まる軍部の行動を、抑制すべく、善導すべく苦心惨憺したが、力及ばず、遂に最終に至つたことは、一般世間も戦後になつて漸次解つて来てお

る筈である。広田氏は外務省のチャンピオンとして、この苦業を担当した数々の人々中、最たるものである」と述べている（傍点守島氏）。これは非常に説得力のある弁護論である。

また、日本のことをよく知っているアメリカのグルー大使は「広田は誠実に対外関係改善に全力をつくしている。彼は主として軍事を比較的静かにさせ、また新聞に鎮静的影響を及ぼすことによって、合衆国との間によき雰囲気をつくることに成功しつつある」と述べ、広田の人柄についても「暖かさや弾力性を持っている」と、広田を高く評価している。

筆者は守島氏の見解に賛成であり、広田外相は「特異の地位をもつ軍統帥部と闘いながら、終始宥和政策をとり、長期にわたる継続的な国交調整の努力を続けてきた」のであり、この意味から一九三五年一月二六日の第六七帝国議会で、芦田均の質問に対して「『私の在任中に戦争は断じてない』ということを確認しているのである」と、断言できただのも当然であったと言えよう。

注

- (1)、外務省監修「新生日本外交百年史」日米通信社、一九五四年、一五四頁。
- (2)、上村伸一著「日華事変（日本外交史第一九卷）」、鹿島平和研究所編、一九七一年、一四五頁。
- (3)、東郷茂徳著「東郷茂徳外交手記―時代の一面」、原書房、一九六七年、一〇四頁。
- (4)、東京朝日新聞、一九三三年。
- (5)、臼井勝美著「『広田弘毅論』日本国際政治学会編（日本外交史研究―外交指導者論）」、有斐閣、一九六六

年、四五頁。

- (6)、貴島桃隆編「歴代外務大臣演説集」、国際経済新報社、一九三五年、三一四～三三二頁。
- (7)、沢田謙著「広田弘毅伝」、歴代総理大臣伝記刊会、一九三七年、二六五頁。
- (8)、外務省編「日本外交年表並主要文書（一八四〇―一九四五）下巻」、原書房、一九六五年、三二五―三二六頁。
- (9)、田村幸策著「太平洋戦争外交史」、鹿島研究所出版会、一九六六年、一二二頁。
- (10)、同右書、一二三頁。
- (11)、臼井、前掲書、四八頁。
- (12)、田村、前掲書、一二四頁。
- (13)、石射猪太郎著「外交官の一生」、太平出版社、一九七二年、二〇六頁。
- (14)、臼井、前掲書、四八頁。
- (15)、極東国際軍事裁判速記録・第九卷・第三七八号、雄松堂書店、一九六八年、一三六頁。
- (16)、極東国際軍事裁判速記録・第三九五号、六八三頁。
- (17)、広田弘毅伝記刊行会「広田弘毅」、中央公論事業出版、一九六六年、六四一―六四二頁。
- (18)、ジョセフ・C・グルー、石川欣一訳「滞日十年」、毎日新聞社、一九四八年、一五六頁。
- (19)、同右書、一三四頁。
- (20)、城山三郎著「落日燃ゆ」、新潮社、一九七四年、二八九頁。
- (21)、広田弘毅伝記刊行会、前掲書、一三四頁。